

(平成14年2月1日受付)

所属：(財)日本野鳥の会 沼津支部

氏名：神谷芳郎(支部長)

標題：新・生物多様性国家戦略骨子(事務局案)の説明資料に対する意見・要望書

第3部第2節1の(2)里地里山等中間地域、(3)都市地域の両方に

広い芝生と外来種ばかり植えてある公園や施設がたくさんあり、地域の原生的自然を壊している現状があるので、「存在する大小の公園や、広い敷地を持つ公共施設には原生的な植生を育てることを原則とし、現状の調査と原生的な植生回復を推進する。」を付け加える。

第3部第3節3 湿原・干潟等湿地の保全について

河川・湖沼に付随する小規模なヨシ原や、かつて大規模な湿原であったものの埋め立て等により現在は狭隘な湿地を残すのみとなった場所など、いわゆる身近な湿地は、小規模であっても特有の生物種の生息場所として地域においては貴重な環境となっている。このような小規模湿地を軽視して人為的な破壊を許容していると、その積み重ねが全国的には生物保護上の重大な障害となることも予想される。

このため、全国的観点から重要な湿地のみ保全を強化するだけでは十分とは言えないので、比較的小規模な湿地環境についても何らかの形で保全が図られるよう、明文化すべきである。

第3部第3節5の(5)移入種問題への対応について

移入種問題の根幹に移入種の放鳥獣(放流)があることは明らかなので、これらの行為を禁止して違反者には罰則を適用するよう法制度を整備することも視野に入れた検討がなされるべきであると思われる。

第4部第1節1に次の内容を入れてもらいたい

- ・ 人工林の間伐、択伐を官・民をあげて促進し、多様な生物が住める環境を回復する。
- ・ 針葉樹一辺倒の人工林に広葉樹を植林する。
- ・ 人工林の道路は広く取り、林との境にマント群落を形成し、多様な生物が住めるベルトを作る。
- ・ 鳥獣保護区は人間がレジャーに使う地域と分けるための法の見直しを行って、設定し直す。

第4部第1節2に次の内容を入れてもらいたい

- ・ 圃場整備に多額の税金をつぎ込んでいるが、減反政策を行っていることや農業従事者もいない耕地も生まれている現状を踏まえて、安易に圃場整備を行わない。
- ・ 圃場整備を行う場合は水路をコンクリートやU字溝で固める工法を行わず、多様な生物が生育できる環境を残す工法を行う。
- ・ 農地に生け垣を作ることを奨励し、単純になりやすい環境を少しでも改善するように工夫する。

第4部第2節2に次の内容を入れてもらいたい

- ・ 1県に1～2カ所の傷病鳥獣の診療所を設置、獣医との研修の場として解放する。
- ・ 野生鳥獣の治療マニュアルの作成。治療費の予算確保。
- ・ ボランティアとして傷病鳥獣を保護する者には檻、籠、保温器具等を貸与する。

